

今回の續報如財團の理由ある「了」の為難を容れず、其の

成る事日本並に氣に幾處返す會長」なる旨、會員開封

する事あつた。

其の本報中一題目次より取締者並に監督幹部業を潤す  
うも、本報中二題目次より取締者並に監督幹部業を潤す

四、(三重櫻花社懇)日給一日八竹(三日)八竹の

五、(三重櫻花社懇)日給二日八竹(三日)八竹の

六、(三重櫻花社懇)日給二日八竹(三日)八竹の

七、(三重櫻花社懇)日給二日八竹(三日)八竹の

八、(三重櫻花社懇)日給二日八竹(三日)八竹の

九、(三重櫻花社懇)日給二日八竹(三日)八竹の

十、(三重櫻花社懇)日給二日八竹(三日)八竹の

十一、(三重櫻花社懇)日給二日八竹(三日)八竹の

法財團協調會福岡出張所

相談人財團會福岡出張所

他の要求に對しても會社の營業不振を理由に拒絕したる  
ところ、被解雇者側は解雇せらるるが如き不都合なしと  
して監督との對決を要求し遂に監督者と對決するところ  
ありたるも議論決せず更に九日會見することとなつた。  
右會見後被解雇者側に於ては總同盟九聯幹部と對策協議  
の結果要求全部容認せられる場合は罷業を決行するこ  
ととし、アジビラ撒布部署決定等其の對策準備に沒頭し  
強硬態度に出でたので、會社側に於ても種々對策を構づ  
るところもありしも當初の態度を幾分軟ぐるに至り九日  
正午本社に勞資双方會見折衝の結果次の通解決すること  
となつたのである。

#### 十一、解決状況

九日正午より勞資双方會見會社側は。